令和元年西東京市教育委員会第10回定例会会議録

- 1 日 時 令和元年10月29日 (火) 開会 午後2時 閉会 午後3時25分
- 2 場 所 防災センター6階 講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり

傍 聴 人

6人

8

俊二 出席委員 育 木 村 教 長 委 員 髙 橋 ますみ 委 員 後 藤 彰 委 員 田 章 雄 Ш 委 服 部 雅 子 員 欠席委員 修一 5 教育長職務代理 者 米 森 6 出席職員 教 育 部 長 渡 部 昭 司 教育部特命担当部長 飯島 伸一 修 教育部参与兼教育企画課長 谷 森 教育部主幹(教育企画課) 和 田 克 弘 校 運 営 課 長 大 谷 健 教育部主幹 (学校運営課) 名古屋 勇 教 育 指 導 課 長 内 田 辰 彦 統 括 指 導 主 事 宮 本 尚 登 導 弘 指 主 事 長 峯 貴 指 導 主 事 髙 橋 拓 也 洋 子 教 育 支 援 課 長 宮 崎 社 会 教 育 課 長 掛 谷 崇 公 民 館 長 敦 子 高 田 义 書 館 長 中 Ш 恭一 事 務 局 教育企画課長補佐兼企画調整係長 7 工藤 興 治

令和元年西東京市教育委員会第10回定例会議事日程

日 時 令和元年10月29日(火)午後2時から

場 所 防災センター6階 講座室2

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第46号 西東京市における小中一貫教育の取組について
- 第 3 議案第47号 西東京市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 第 4 議案第48号 児童生徒の出席停止に関する事務取扱規程の一部改正について
- 第 5 議案第49号 西東京市立学校給食運営審議会条例の一部を改正する条例(申出)
- 第 6 議案第50号 西東京市公立学校教職員に関する指導について
- 第7 議案第51号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について
- 第 8 報 告 事 項 (1)
- (1) 令和元年第3回西東京市議会定例会報告(教育関係)
 - (2) 平成 31 年度 全国学力・学習状況調査について
 - (3) 「第13回縄文の森の秋まつり」の実施について
 - (4) 平成30年度公民館事業評価

第 9 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

令和元年第10回定例会 (10月29日)

午後2時00分開会

議事の経過

○木村教育長 ただいまから令和元年西東京市教育委員会第10回定例会を開会いたします。 これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は後藤委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 それでは、本日は後藤委員にお願いいたします。

○木村教育長 次に、秘密会にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

日程第6 議案第50号 西東京市公立学校教職員に関する指導について及び日程第7 議案第51号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分については、人事に関する案件であることから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして会議を秘密会とし、日程第9 その他の後に開催したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 御異議ないようですので、ただいまの案件につきましては秘密会にて取り扱う ことと決定いたしました。

○木村教育長 日程第2 議案第46号 西東京市における小中一貫教育の取組について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

〇和田教育部主幹 議案第46号 西東京市における小中一貫教育の取組について、説明申し上 げます。

本議案は、西東京市教育計画に記載する施策、「小中一貫教育の推進」に基づき、西東京市における小中一貫教育の基本的な取組を定めるものであります。また、本議案については、庁内委員会である小中一貫教育検討委員会が平成27年度に教育委員会へ報告を行った中間まとめの内容を受け、令和元年10月に教育長へ提出した最終報告の内容に基づき提出するものです。

恐れ入りますが、議案書に添付の資料1、「西東京市における小中一貫教育の取組について」の表紙をおめくりください。見開きページ右側に見出しを掲載しておりますので、そちらで資料の構成について説明申し上げます。

第1章では、小中一貫教育の制度説明及び制度開始以降の全国的な動向などをまとめております。第2章では、西東京市における小・中連携等の取組についてまとめ、第3章で、西東京市での小中一貫教育の制度導入に当たっての課題を記しております。終章(まとめ)では、第3章に提示した課題への回答及び取組内容を記しております。

それでは、4ページをお開きください。

ページ下部のグラフを御覧ください。このグラフは、学校教育法に定める義務教育学校と、 学校教育法施行規則の規定に基づき系統的な教育課程を編成している小中一貫型小学校・中 学校、また、既存の小学校・中学校の全国統計結果になります。御覧のとおり、全国的な動向として、小中一貫教育の学校数が少ない状況にあります。

1枚おめくりいただき、5ページをお願いいたします。

ページ上部のグラフを御覧ください。このグラフは、調査時に全国の小中一貫教育を実施済、または実施予定の学校の施設類型をまとめたものになります。小中一貫教育の実施方法として、小学校、中学校が同一敷地内に設置される施設一体型、施設が隣り合う隣接型、施設同士が一定の距離にある分離型の3種におきまして、義務教育学校では施設一体型が多く、小中一貫型小学校・中学校では分離型が多い結果となっております。

また、グラフの下には、小中連携教育と小中一貫教育の定義を比較しております。小中一貫教育では、小中の9年間を見通した教育課程の編成を行うことが定義となっております。

6ページを御覧ください。

第2章では、西東京市での取組として、小中連携教育及び庁内委員会である検討委員会の活動内容について記載しております。そこで、平成27年度に報告を行った中間まとめで抽出された4つの課題を示しております。

7ページを御覧ください。

第3章では、先ほど示された4つの課題を2つにまとめております。①通学区域及び系統的な教育課程の編成、②学校適正規模及び学校施設の更新としております。

続いて、1枚おめくりいただき、10ページを御覧ください。ページ下部に課題のポイントという欄を設けまして、要点をまとめております。

課題のポイント①は、通学区域及び系統的な教育課程の編成について、通学区域の変更が必要になるとしております。この結論には、小中一貫教育の定義である9年間の系統的な教育課程の編成が関係します。系統的な教育課程を編成するには、小学校の進学先となる中学校が1校に固定されることが望ましい条件となります。西東京市では、1つの小学校から進学する指定中学校が最大で4校となっている現状があり、1つの小学校から1つの中学校へ進学するという望ましい条件を整えるためには、通学区域の変更が必要になるという内容でございます。

課題のポイント②は、学校適正規模及び学校施設の更新について、児童・生徒数の将来推計も考慮した上で、規模や配置の適正化を図ることができる施設一体型が第一候補となるとしております。また、学校施設の更新が続くことを踏まえると、一体型施設を長期的な視点で検討することは可能ではあるとしております。

1枚おめくりいただき、12ページを御覧ください。ページ下部、課題のポイントを御覧ください。

通学区域の変更について、基本的な考え方として、全市的な視点で検討を行う必要がある としています。また、検討要素としては、児童・生徒数の将来推計、学校施設適正規模・適 正配置、市の課題の3点を優先的な検討要素とし、小中一貫教育は通学区域の変更の検討要素とはしないとしております。

1枚おめくりいただき、左側13ページを御覧ください。ページ中段の課題のポイントを御覧ください。

学校適正規模及び学校施設の更新について、計画上の建替えや大規模改造などに6校が該当するが、新規の建替え予定の学校はないため、将来の建替えに合わせた一体型施設の検討は可能だが、直近の予定では検討不可能と結論づけております。また、条件として、系統的な教育課程の編成が可能な通学区域であることとしております。

隣のページ、14ページの下段、課題のポイントを御覧ください。

ここでは、義務教育学校の設置による学校の安易な統廃合は行わず、地域での合意形成や 学校活動への参画体制などを整えることを求めた学校教育法等の一部を改正する法律案に対 する国会での附帯決議を参照しております。また、西東京市の現状では、附帯決議で求めら れる条件のうち、未整備のものが複数存在しております。

1枚おめくりいただき、右側16ページ上段の課題のポイントを御覧ください。

西東京市で小中一貫教育を導入するに当たり、1つの小学校から複数の中学校へ進学する 通学区域の問題が依然として残っております。その上で、導入可能な地域の検討を行います と、青嵐中学校区、保谷第一小学校と栄小学校を含みます。そちらで実施が可能となります。 その場合、一部地域のみの実施となってしまいます。しかしながら、小中一貫教育の趣旨や 期待する効果を鑑みますと、全校で実施できる西東京市独自モデルの構築を目指すものとし ております。

そして、課題のポイントのすぐ下にございます「5、西東京市オリジナルの小中一貫教育」では、令和2年度から実施する5つの取組を記載しております。

2枚おめくりいただきまして、19ページを御覧ください。

「おわりに」といたしまして、改めて小中一貫教育の方法論としての位置付けを再確認するとともに、今後ソフト・ハード両面で必要とされることを記しております。

最後に、資料として3点、西東京市小中一貫教育検討委員会中間まとめ、西東京市小中一 貫教育検討委員会設置要領、そして、西東京市小中一貫教育検討委員会での検討経過を添付 しております。

私からの説明は以上でございます。

○宮本統括指導主事 続きまして、私からは、令和2年度に実施いたします小中一貫教育の具体的な内容について説明申し上げます。

恐れ入りますが、四角囲みの資料2を御覧ください。

本市では、平成18年度より小・中連携教育を行ってまいりました。小・中連携教育では、 学習意欲や部活動への期待の向上など一定の成果が見られましたが、1つの小学校から複数 の中学校に進学している本市の学区域の状況等を踏まえますと、特定の学校のみで連携を行 うことは、連携している学校のことについては理解することができても、必ずしもその連携 している学校に全員が進学するわけではないことから、一部の子どもたちにとっては実際に 進学する学校の状況を理解することができないといった課題が見られました。

このことから、本市では、実際に進学する中学校への不安を軽減する、新しい環境の不安を軽減する、中学校での勉強に対する不安を軽減するの3点を重視した本市独自の小中一貫教育を開始するために、準備、検討を行ってまいりました。

平成30年度には、小中一貫教育研究指定校において、小学6年生の児童を対象に、中学校

で楽しみなことや不安なことなどについてアンケート調査を行いました。また、中学1年生の生徒を対象に、中学校の魅力や入学後に戸惑ったことについてのアンケート調査を行いました。本アンケート調査を踏まえまして、令和2年度に行う取組内容を検討したところでございます。

また、平成30年度より実施しておりますカリキュラム開発委員会におきましても、指導方法が小学校と中学校で大きく異なるといったことがないよう留意しながら、小学校と中学校との教員が互いに授業を見合い、協議を深めながら効果的な指導方法の開発に努めてまいりました。

これらの検討内容を踏まえまして、令和2年度より、算数・数学科及び英語科における小中一貫カリキュラムの導入、小・中学校間の垣根を越えた生活ルールの導入、全市立小・中学校一斉地域清掃デーの実施、小学5年生を対象にした中学校教員による出前授業の実施、小学6年生を対象にした中学校一斉体験会の実施等を予定しているところでございます。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

- ○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。
- ○山田委員 この報告書の中では、課題が幾つかあるけれども、将来的に、もしかすれば学区 を変えることや、それから新しい学校を建設するときには、いわゆる小中一体型の一貫校も 選択肢から完全には捨てていないと、そういうふうに考えてもよろしいんでしょうか。
- ○和田教育部主幹 今回の取組につきましては、まず、全市的な実施を前提としておりまして、 学校の設置形態にかかわらず、どの市立小学校からどの市立中学校に進学してもスムーズに 一貫性を保つこととしております。いわゆる小中一貫校の設置につきましては、14ページに ございます、国が示しております法律の附帯決議の趣旨を踏まえまして、地域との合意形成 ですとか、協働といったものを通じて検討するものであると考えております。
- ○山田委員 ということは、現時点では西東京市方式の小中一貫教育をやるという形だと思う んですけれども、将来的に学区の変更だとか、そういうことが可能であるということになっ た場合には、例えば、一体型のものも選択肢として残っているのかどうかということを知り たいんですけれども。
- ○和田教育部主幹 将来的な話というところですので、全ての可能性を今現在で否定するというものではございませんが、設置の具体的な話については、長期的な視野に立って考えるものであると認識しております。
- ○山田委員 今までやってきた小・中連携の部分とそんなに大きく踏み出した新しさがあるというふうには、今の御提案というか、ここで言われていることは、すごく違うというふうには思えなくて、やって当たり前だなと。要するに、小学校から中学校にみんながスムーズに行って、カリキュラムも大きなギャップがなくて、どの学校からどの学校へ進んでもうまくいくようにしましょうというのは、連携を強化するという表現でも全然おかしくはないような気もするんですよ。言われている義務教育学校だとか、そういったもののもっと大きなメリット──デメリットも恐らくあるとは思うんですけれども、そういったものを志向するとするのであれば、現時点では不可能であるにしても、将来的には何かもう少し違った方向を目指すんだというのが明確であれば、それでいいのではないかなという気がしたんです。

特に小学校から中学校へのギャップや何かを全市的にやろうとすると、例えば統一カリキュラムだとか、いろいろなことが起こると思うんですけれども、それはそれで、一方で、ものすごく教育が画一化してしまって、それぞれの学校の独自性だとか、そういったものが下手をすると失われてしまう可能性もあるので、そういった点にも注意を払う必要はあるのではないかなということを少し感じました。

- ○木村教育長 御意見ということでよろしいですか。
- ○山田委員 はい。
- ○後藤委員 2点ほど教えていただければと思います。

令和2年度から行う取組の中で、算数・数学科及び英語科における小中一貫カリキュラムの導入なんですけれども、具体的には、小学校の算数科・数学科、小中の英語の先生方に、どんなふうに周知なり理解を求めていくのかということと、もう1点は、小学5年生を対象にした中学校教員による出前授業の実施ということなんですけれども、これはどんなイメージを抱いているのか、2点をちょっと教えていただければと思います。

○宮本統括指導主事 最初に、カリキュラムに関してでございますが、算数・数学科及び英語 科において、各小学校の教員と、あと、中学校の数学科及び英語科の教員が集まる会議を定 期的に行いまして、互いに授業を見合って、お互いの課題であったり、あるいは工夫してい る点をざっくばらんに協議し合いながら、どういった指導を行うのが効果的かということを 話し合ってきました。

それで、カリキュラムとしてまとめたんですが、当然、指導内容等は学習指導要領に沿っていきますので、どちらかというと指導方法とか、そういった技術的なポイントや視点を明確にしたようなものになっております。

夏休み中に今年度も研修会を実施しまして、カリキュラムを開発した教員が自ら説明するような場面を設けたりして、教員への研修会は行ってきたところですが、当然、来年度以降はそういった研修は更に力を入れていく必要がありますので、実際に冊子とか文書で示すのみではなくて、研修形式で、そのカリキュラムの中身を周知していくことが重要であると考えております。今後、そういった場面を増やしていきたいと考えております。

それから、2点目の出前授業に関してでございますが、小学5年生の段階から中学校の授業に関するイメージを持ってもらう、そんなことを意図しまして、中学校の教員が実際に小学校に出向いて、その教員の専門とする教科の授業を行うという、そういったことで考えております。

6年生の一斉体験会に関しましては実際に進学する中学校で行いますが、5年生に関しましては、どの中学校の教員が行ったとしても、人事異動等でその教員がまた入れ替わる場合もありますから、あまりどの学校がやるのかということにはこだわらずに、1つの中学校に2つの小学校の担当校を決めて、その学校に行っていただいて出前授業を実施していただく、そういう内容で現在準備しているところでございます。

○後藤委員 1点目の小中一貫カリキュラムにつきましては、当然のこととは思いますけれど も、当然、実施していく中で様々な工夫や修正点等が出てくると思いますので、そういった 意味では毎年見直し等はやられるんだと思いますけれども、是非それは子どもたちの実態に 合わせてやっていただきたいと思います。

2点目の出前授業の関係なんですが、もうちょっと具体的な私のイメージとして、例えば ティームティーチングであったり習熟度別であったり、様々な形態なりやり方があると思う んですが、それは各学校の、あるいは子どもたちの実態に応じてやるという考え方でよろし いんでしょうか。

- ○宮本統括指導主事 出前授業に関しましては、先ほどの一斉体験会と異なりまして、日時等 も小学校と中学校の間で調整を行う予定でございまして、具体的な方法や教科、実施日時等 も含めて小・中学校で工夫して実施していただくと、そういったことで考えております。
- ○木村教育長 授業の形態も小・中学校でそれぞれ話し合ってもらって、ティームティーチングをやったり少人数をやったり、そういうことですね。
- ○宮本統括指導主事 はい。
- ○髙橋委員 今、後藤先生がおっしゃってくださっていた出前授業についてなんですけれども、 今のお話だと、小学5年生から中学の授業のイメージを持ってもらうということで、それも もちろん大切だと思いますが、小学校での学びを生かした指導が中学校でなかなか行われな いために、子どもたちの学習意欲が中学1年生になったときにちょっと下がってしまうとい うか、それも中1ギャップの理由の1つになると思うんですけれども、そこをもう少し大事 にしていただければなと思うんですね。

だから、出前授業をせっかくしていただくんだったら、これはとても画期的なことなので、 充実したものにしていただきたくて、中学校の先生にも、もちろん小学5年生に慣れてもら うというのもありますし、中学の授業に子どもたちを慣れさせるというよりは、子どもたち に合わせてどういった授業を中学の先生がしていったらいいのかということも、先生方にも 是非学んでいただけるような出前授業にしていただけたらと思うんですが、その当たりはい かがでしょうか。

- ○宮本統括指導主事 中学校の教諭が小学校の実態を知るというのはとても重要でして、今のカリキュラムの開発委員会においても、小学校の授業を見ることで、大分、教員の意識も変わってきました。出前授業も、そもそもの目的は中学校の勉強への不安の解消であったり、中学校のイメージを持つということではございますけれども、今、髙橋委員がおっしゃったように、中学校の教員が小学生にどういうふうに接したらいいかというのは、当然、事前によく把握し準備した上で行わなければ本来の目的も達成できませんので、そういった視点も取り入れながら、工夫した出前授業になるように取り組んでいきたいと考えております。
- ○髙橋委員 よろしくお願いします。
- ○服部委員 小中一貫が現実にされている学校なので、よく言われることは、先生方が学校間を移動される機会が増えてお忙しくなられるということが危惧されていまして、今、働き方改革等で先生方のお仕事をされる時間の管理というか、そういったこともよく行われていると思うんですね。そういう意味では、ここ数年間、実際にやり取りがあって、今までと違う、中学校にいるだけではなく、小学校の先生と会議を行うなどこれまで積み重ねてこられた、そういった延長上で実施できるものなんでしょうか。
- ○宮本統括指導主事 具体的に小・中学校の教員が交流している場として、6月の第3水曜日

に小・中連携の日というのを元々持っておりました。それはそのまま残してありまして、行いますし、出前授業も、学級数が極端に特定の中学校に負担が行かないように均等に割っております。また、その外の一斉体験会、地域清掃デー等も、日程をそろえて全校で行う小中一貫教育として実施しておりますが、元々は学校ごとに異なる日程でやっていた経緯もございますので、1年間のトータルで見たときに教員の負担増になるような制度設計にはしておりませんので、極端に、小中一貫教育が来年度から始まるがゆえに教員の負担が大幅に増えるということはないように努めております。

- ○服部委員 ありがとうございます。
- ○髙橋委員 学校生活ルールについてお伺いします。

小学校の学校生活ルールというのは、よく私も目にするところでして、その中には、例えば挨拶の仕方とか、そういう生活習慣に関することもありますし、あと、授業に関することですね、ノートの取り方とか発表するときの話し方ですとか、そういったことも含まれている学校もあると思うんですけれども、この学校生活ルールというのは、小中併せてそこまでを考えたものであるのか、例えば生活習慣の部分だけであるのか、それは学校によっていろいろだと思うんですけれども、どういったイメージで、このルールを考えられているのでしょうか。

○宮本統括指導主事 研究指定校で行ったアンケート調査の中で、中学校入学後にルールやマナーの違いに戸惑ったというような声が聞かれていまして、この間、生活指導主任会等で1年間かけて話し合ってまいりました。生活指導主任の間では、例えば、小学校ではシャープペンシルは禁止なんですが、中学校ではよくなって、どこに境目があるのかとか、いろいろ活発な議論をお願いしてきたところではありますが、やはり統一のルールづくりというのは整理するのに時間がかかっているところでございます。

今、現状として考えておりますのは、例えば挨拶であったら、小学1年生から4年生までは、先生や友達に元気のよい挨拶をする。5年生から中1にかけては、自分から学校生活の中で進んで挨拶をする。それが、中2、中3になりますと、時や場所、相手に応じた気持ちのよい挨拶をするとか、そういった段階を踏んでやるようなものを今予定しておりまして、特段細かい学校ごとのルールに何か統一したものを入れようというわけではなく、発達段階に応じて、急に小学校から中学校に上がったときに段差が生じているものに特化して、何か統一したルールづくりができないかということで調整を行っているところでございます。

- ○髙橋委員 わかりました。ありがとうございます。
- ○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。

それでは、先ほどの事務局の提案にもありましたように、これからこの取組を4月から進める中で、また、学校現場といろいろ情報交換しながら、改善できるところはどんどん改善していくという姿勢で臨んでいきたいと思っておりますので、また何か、今後、お気づきの点がありましたら、様々な形で議論していきたいなというふうに思っておりますが、先ほどからのこの御質問、御意見を踏まえまして、この質疑についてはこれで終わらせていただきます。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第46号 西東京市における小中一貫教育の取組について、を採決いたします。 原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

- ○木村教育長 日程第3 議案第47号 西東京市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する 規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
- 〇和田教育部主幹 議案第47号 西東京市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則、 につきまして説明申し上げます。

本議案は、令和2年2月に実施を予定しております組織改正に伴い、教育委員会事務局の 組織に関する規定を整備するものでございます。

恐れ入りますが、議案書を4枚おめくりいただいて、A4横長の新旧対照表を御覧ください。表の右側が現行、左側が改正案となってございます。

1ページの第2条、「(事務局の組織)」を御覧ください。まず、課の名称でございますが、現行の「教育企画課」と「学校運営課」を再編し、「学校運営課」は「学務課」に名称を変更するものでございます。これに伴い、現行の「教育企画課学務係」を「学務課学務係」として配置換えいたします。また、現行の「学校運営課経理係」は「教育企画課企画調整係」に編入し、現行の「学校運営課施設係」は「教育企画課施設係」として配置換えいたします。次に、「教育指導課教育情報係」は「教育指導課指導係」に編入いたします。また、現行の「教育支援課特別支援教育係」は「教育指導課特別支援教育係」として配置換えし、「教育相談係」は「相談係」に名称を変更いたします。

1ページの下段以降に記載しております「別表」では、事務局の組織の見直しに伴い事務 分掌を変更したものでございます。

なお、施行日は、令和2年2月1日といたします。

私からの説明は以上でございます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。——討論を終結します。

これより議案第47号 西東京市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

- ○木村教育長 日程第4 議案第48号 児童生徒の出席停止に関する事務取扱規程の一部改正 について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
- ○宮本統括指導主事 議案第48号 児童生徒の出席停止に関する事務取扱規程の一部改正について、の提案理由を説明いたします。

改元に伴う例規整備のため、児童生徒の出席停止に関する事務取扱規程第2号「問題行動 を起こす児童生徒の指導記録」中の1 問題行動の発生日時及び第3号「出席停止通知 書」中の出席停止の期間から元号表記を廃止するものでございます。また、併せて、第1号 「児童生徒に対する出席停止に関する具申書」中の第1項及び第2号「問題行動を起こす児 童生徒の指導記録」中の第2項を削除するものでございます。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第48号 児童生徒の出席停止に関する事務取扱規程の一部改正について、を 採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

- ○木村教育長 日程第5 議案第49号 西東京市立学校給食運営審議会条例の一部を改正する 条例(申出)、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
- ○大谷学校運営課長 議案第49号 西東京市立学校給食運営審議会条例の一部を改正する条例 (申出) につきまして、説明申し上げます。

本議案は、令和2年2月に実施を予定しております組織改正に伴いまして、西東京市立学 校給食運営審議会の庶務を担当する部署を改正するものでございます。

恐れ入りますが、資料の西東京市立学校給食運営審議会条例新旧対照表を御覧ください。 新旧対照表の左側の欄が改正後、右側の欄が現行の規定でございます。また、下線部分が本 議案の改正部分となってございます。

審議会の庶務を担当する部署を規定しております第8条中の「教育部学校運営課」を「教育部学務課」に改めるものでございます。

なお、左側の改正後の欄、附則の本改正条例の施行日につきましては、組織改正の施行日 に合わせ、令和2年2月1日とするものでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。——討論を終結します。

これより議案第49号 西東京市立学校給食運営審議会条例の一部を改正する条例(申出)、 を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

- ○木村教育長 日程第8 報告事項に入ります。質疑は後ほど一括して行いたいと存じます。
 - (1) 令和元年第3回西東京市議会定例会報告(教育関係)、説明をお願いいたします。
- ○渡部教育部長 令和元年第3回西東京市議会定例会に関しまして、報告をいたします。

令和元年第3回西東京市議会定例会は、8月30日から9月30日まで開催されました。 はじめに、条例等付議案件について、西東京市奨学金基金条例を廃止する条例、西東京市 入学資金融資あっせん条例を廃止する条例、西東京市奨学資金支給条例を廃止する条例の3 件がいずれも可決されました。

次に、請願・陳情関係につきましては、学校図書館に1校1名の学校司書の配置を求める 陳情が不採択となりました。

一般質問は、9月2日から9月5日までの4日間行われました。教育関係では、6会派20名の議員の方から質問がございました。主な内容でございますが、今回の定例会では、給食費の公会計化について、教育環境の整備について、夏休み明けの小・中学生の様子について、戦争の記憶の保存についてなどの質問をいただいております。

詳細につきましては、後ほどお手元の資料を御参照願います。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○木村教育長 ありがとうございました。

次に、(2) 平成31年度全国学力・学習状況調査について、説明をお願いいたします。

○宮本統括指導主事 平成31年度全国学力・学習状況調査について、報告いたします。

本調査は、平成31年4月18日(木曜日)に小学6年生及び中学3年生の全児童・生徒を対象に実施いたしました。調査内容は、国語、算数・数学、英語及び質問紙調査となっております。

次に、調査結果について報告いたします。

小学校におきましては、国語の平均正答率が67.5%、全国比プラス3.7ポイント、東京都 比プラス2.3ポイント、算数の平均正答率は71.5%、全国比プラス4.9ポイント、東京都比プ ラス1.6ポイントでございます。

中学校におきましては、国語の平均正答率が78.3%、全国比プラス5.5ポイント、東京都 比プラス3.8ポイント、数学の平均正答率が65.8%、全国比プラス6.0ポイント、東京都比プ ラス4.2ポイント、英語の平均正答率が62.9%、全国比プラス7.0ポイント、東京都比プラス 3.4ポイントでございます。

なお、質問紙調査では、特に中学校において、英語の勉強は大切だと思うかという質問に 肯定的な回答をした生徒の割合が90.7%となっており、これは全国の割合を5.3ポイント上 回っております。一方で、今住んでいる地域の行事に参加しているかという質問に肯定的な 回答をした児童・生徒の割合は、小学校で51.9%、中学校で31.2%となっており、いずれも 全国の割合を10ポイント以上下回っている状況にございます。

これらの調査結果を設問ごとに分析いたしますと、小学校国語において、目的や意図に応じて自分の考えの理由を明確にして書くことについて、ほかの設問に比べ正答率が低い状況にあります。このことから、事実と考えを区別して書いたり、理由を明確にして自分の考えをまとめたりする活動を重視するなど、「書くこと」に係る課題解決を意識するとともに、児童の主体的・対話的で深い学びの視点を取り入れた国語科における授業改善が求められます。

また、中学校英語では、英語を聞いて把握した内容に適切に応じることについて、正答率が低い状況にあります。このことから、英語を使う場面の設定を工夫しながら、話し手が何を求めているのか、どのように応答することがその場にふさわしいのかを考え、自分の考え

や意見を適切に表現させる活動を重視するなど、英語科における授業改善が求められます。

以上のことを踏まえまして、今後の取組の方向性といたしましては、国語科における主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を推進するために、国語科に係る研究指定校の取組や教育委員会が開催する教員研修の充実を図ってまいります。また、児童・生徒が聞いたり読んだりした内容を英語で話したり書いたりする活動を意識した授業の在り方について、英語教育推進委員会で検討し、英語の4技能を総合的に高める授業を推進してまいります。

報告は以上でございます。

- ○木村教育長 では、続きまして、(3)「第13回縄文の森の秋まつり」の実施について、説明をお願いいたします。
- ○掛谷社会教育課長 私からは、報告事項(3)「第13回縄文の森の秋まつり」の実施について、報告申し上げます。

こちらの縄文の森の秋まつりにつきましては、国史跡下野谷遺跡の価値と魅力を広く周知するとともに、文化財を活用した地域活性化の取組を推進することを目的としているものでございまして、平成19年度の下野谷遺跡公園の開園以来、市民団体、また、地元商店街をはじめといたしました市民の皆様の御協力のもと、毎年実施してきているものでございます。

今年度は第13回目を迎えまして、去る10月6日(日曜日)に開催させていただきました。 内容といたしましては、3、内容のところにございますけれども、大きく7点です。市民団 体等による縄文体験・ワークショップ、また、VR下野谷縄文ミュージアムを使用した遺跡 解説等をはじめといたしまして、大きく7種類の項目で実施させていただいております。

4番、参加人数につきましては、当日午前中は時折雨が降る中での実施となりましたけれども、親子連れを中心として多くの方々に御来場いただきまして、約900人の御参加をいただいたところでございます。

こちらの縄文の森の秋まつりにつきましては、下野谷遺跡の現地で、地下に遺跡が保存されている現地でこういった展示や解説、また、縄文体験ができる場所ということで、貴重な機会であると私どもは捉えております。今後、下野谷遺跡の整備というところでは、こういった体験の場としての機能も確保するという予定になっておりますので、引き続き、都市部にある遺跡として、市民の皆様と共に育てていく史跡ということを目指してまいりたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございました。

次に、(4) 平成30年度西東京市公民館事業評価、説明をお願いいたします。

○高田公民館長 平成30年度西東京市公民館事業評価について、報告いたします。 表紙をおめくりください。

西東京市公民館事業評価は、社会教育法第32条、「公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない」に基づき、公民館が持つ機能の充実を目指し、事業の改善を図ることを目的に実施いたしております。

恐れ入ります。表の項目等を御覧ください。

西東京市公民館の事業方針、事業評価の指標に基づき、学級・講座、施設管理、窓口業務、長期的視点での人づくりの4項目を、評価区分ごとに、評価内容、実績指標、実績を踏まえ、 1次評価を公民館が、2次評価を公民館運営審議会が評価内容ごとにA、B、C、Dの4段 階で評価し、評価及び課題について付しております。

(1) 学級・講座でございますが、8つの項目について評価しており、そのうちA評価が 1件、B評価が6件、C評価が1件となっております。

おめくりください。裏面、(2)施設管理でございます。環境整備がA評価、防災がC評価となっております。

(3) 学習相談につきましては、学習情報整理がA評価、窓口対応における学習支援はC評価でございました。

次のページに参りまして、(4)長期的視点での人づくりについては、7項目について評価がされておりますが、A評価が3件、B評価が1件、C評価が3件でございました。

最後に、2次評価の所見として、職員体制の見直し・改善及び公民館だよりの意義等についても述べられております。

全体といたしましては、公民館の1次評価に比べて、公民館運営審議会による2次評価が厳しいものとなっております。個々充実もしくは改善が図られるべきものもございますが、評価の項目や指標そのものについても課題とされており、本年4月に西東京市公民館事業評価の位置付けと事業計画の関係について答申が出されました。

今回の事業評価は従前の評価シートを用いて行いましたが、今年度事業につきましては、 答申に基づき評価項目の最適化を図り、評価を行っていく予定でございます。また、これま での公民館事業に欠けていた長期計画については、次年度に向けて現在検討を進めている状 況でございます。

以上でございます。

- ○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。どの内容からでも結構です。
- ○髙橋委員 今、公民館のお話があったので、公民館の事業評価について質問します。

C評価が幾つかあったということで、ちょっと気になったのは、学級・講座、個別事業の「重点課題に取り組んだか」の項目でC評価がされています。「障がいのある方が講座に参加できる環境は十分に保障されていない」とありますが、これは、具体的にはどういう環境 ──環境というのはバリアフリーとか、そういう建物の環境であるのかとか、内容的なことであるのかとか、どういったことで課題とされたのでしょうか。

○高田公民館長 こちらは施設に関するものではなくて、あくまで学級・講座に関するものでございます。西東京市の公民館には、2つの障がい者学級がございます。1つは、田無公民館のあめんぼ青年学級、それから、柳沢公民館のくるみ学級、この2つの学級があるんですけれども、障がい者の学級等については、親の団体などから、増級もしくは、また新たなものを要望されているところではございますが、現状は2つの学級整備となっております。

平成30年度につきましては、そのような状況でございますので、障がいのある人もない人 も参加できるといった講座の初年度としての取組を行っていたところでございます。また、 その取組に関しては、今年度新たな館でも行うというような形で充実を図っていくよう、公 民館で対応を考えております。

- ○髙橋委員 よろしくお願いします。ありがとうございます。
- ○山田委員 今の公民館のC評価ですけれども、昨年度はどういう評価だったんでしょうか。
- ○高田公民館長 項目は同じでございますけれども、昨年度はC評価がもう少し少なかったところではあります。かなり委員が代わったといったところもございますし、それから、評価表そのものも、答申に基づいて、やはり指標がわかりづらいといったところで、細かいんですけれども、お読みいただくとおわかりいただけると思いますが、内容が悪くなったといった点ではなくて、更に充実すべきところに関してもう少し配置をすべきであるとか、指標や評価項目を見直すべきとかといったところを前面に出された2次評価なので、そういった点で従前より厳しい評価となっております。
- ○山田委員 やはりその評価を生かすためには、評価の基準がしっかりしていなければいけないし、毎年毎年評価する者によってそれがぶれるのでは、評価される側もたまらないと思うんですよね。だから、そこら辺のところはきちっとする必要があると思います。評価は何のためにするかというと、改善するために行われるわけで、前年度からそんなに変わっていないような評価がずっと続くということは、やはり改善策が取られていないというふうに受け取られても仕方がないと思いますので、評価の仕方もそうなんですけれども、やはり一旦受けた評価が好転するような努力というのは必要なのではないかなというふうに思いました。

それから、ほかの点なんですけれども、議会の定例会の報告で、学校図書館に学校司書を 配置する陳情が不採択になったとあるんですが、議会としての主な不採択にする理由という のがもしわかったら教えていただきたいんですが。

○内田教育指導課長 陳情に基づき、委員会の中で御議論いただきました。1校1名配置ということで御議論いただいたんですけれども、西東京市の場合は、1人の学校司書の方に原則的には2つの学校を担当していただいています。そういった意味では、1校1名という配置ではないんですけれども、他市の状況をもう少し詳しく見てみますと、例えば日数が週1回でも、1校1名の配置であれば1校1名というような回答をしていると。もちろん5日間、1校1名配置している地区もございますし、あるいは1校1名配置の1日の勤務の時間も、4時間程度のところ、あるいは5時間のところもありまして、西東京市におきましては、その日数ですとか、あるいは1日の勤務の時間を年間でトータルで比べたり、そういったようなところを議論していただきました。

結果として、1校1名の配置という基準で見ますと、26市の中で1校1名ではない地区は少ないものですから、そういった意味で陳情がされたというようなところですが、1校当たりの年間のトータルの配置、時間数等で見ると、半分より上になります。そういったところも含めて御議論いただきまして、今回は、陳情は不採択というような結果になったというように理解しております。

○山田委員 わかりました。ありがとうございます。

もう1点だけ。全国学力・学習状況調査のことなんですけれども、当市の子どもたちは、 例えば塾等、要するに学校以外の学習環境が他所よりいいとか、そういったようなこととい うのは特に考えなくていいのか、要するに公教育のレベルでこれだけの学力が保たれていて、 そこで足りない部分を更に補うのには、公教育の足りない部分を補えばいいのか、それとも、 もしかすると、ほとんどの子どもが塾とかそういうところで別の教育というか指導を受けて いて、それで成績が良くなっているのか、その辺のところの実態というのはおわかりでしょ うか。

- ○宮本統括指導主事 学習塾の割合に関しましては、おおむね東京都の平均とそれほど差はないものと認識しております。ただ、公教育の在り方といたしましては、当然、平均正答率が高いとか低いとかという話ではなくて、個々の学校においてどこでつまずいているのか、一人ひとりの実態を把握し底上げしていく必要がありますので、各学校に関しては、平均正答率ではなくて問題ごとの解答類型等を分析するように指導しているところでございます。以上です。
- ○山田委員 ありがとうございます。
- ○服部委員 全国学力・学習状況調査において、小・中において国語の平均が高く、分析のところでも、「目的に応じて、文章の内容を的確に押さえ、自分の考えを明確にして読むことができている」ということは、読書教育がうまくいっている1つの証かとも思われますが、一方、これからの危惧としまして、不読──どんなアンケートでも、家で読んでいるかというものについては、たしか比率が低かったと思うんです。そういう家での生活とか、あと、ゲームですとか、子どもにとっての時間をかける楽しいことが様々あると思われるので、学校における読書の比重というのは、今また改めて言われているぐらい大きなものがあると思います。そのことを今以上にまた、読書というのを全ての教科のベースとして、また、社会へ出ていくときの在り方としても進めていただきたいんです。

今言われているのは、今度、高校で現代国語に関しても、結局、文学偏重に陥り、堅い文章が読めないということが言われていますよね。そんなことで、やはり学校図書館の利用というのがすごくそこに生きてくるというか、授業の中で副教材として先生が使用されることでも、パソコンでぱぱっと調べてコピーを写すというのではなくて、豊かな資料を利用して、子どもが紙資料を利用する。この間、訪問させていただいた学校でも、すばらしい国語の授業をなさっている先生がいて、もうびっしりと後ろに本が並んでいて、それは多分、学校司書の協力によるものかなと推察したんですけれども。

ですから、今さっきおっしゃったように、全国平均とか、都の平均とか、市という意味では、西東京は決して学校司書の配置等の環境が悪いわけではないという、数字的にはそうなんですが、どこよりも先進市であった西東京市が学校司書制度を、できたら同じ市区町村一一多摩部でもいち早く全校配置しているところも実際にはあるわけですので、方向としてそちらを目指すというふうであっていただきたいなという、これは感想であり、希望として言わせていただきます。

それから、公民館の資料の件なんですけれども、学校においては、今、本当に放課後の子どもの居場所というのは大きな命題ですよね。そういったときに、そこを担ってくださる地域の人材をやはり育成するというのが大きなことで、学校がそういう地域の人材を信頼してお預けするには、やはりその方たちに学びがある、もちろんいろいろな見識をお持ちの方が

そういうことをやってくださると思うんですけれども、そういう人を育てていくという視点 を公民館には是非持っていただきたく、そういう意味では、今後、公民館と学校教育等の連 携も更に求められていくかと思われます。

少し気になったのが、やはり最後の、公民館運営審議会の会長さんの 2 次評価の所見についてを読ませていただいたときに、以前から言われていることではありますが、やはり連携を深めていくには、ある程度しっかりした職員体制というものが必要なのではないかなと思われますので、これも意見ということになると思いますけれども、そこはこういった意見を踏まえながら、前進が見られるとよいなと感じるところです。

- ○髙橋委員 縄文の森の秋まつりについて、ちょっと気になったことをお聞きしたいんですが、これは毎回大好評で、今回900人の参加があったということですばらしいイベントに成長しているなと、とても喜ばしく思いました。この内容の中で、市内事業者による下野谷遺跡オリジナル商品の販売というのがあるんですが、これの売れ行きはどうなんでしょうか。
- ○掛谷社会教育課長 平成28年度に東伏見と西武柳沢駅の周辺の事業者に、下野谷遺跡の関連 商品を5品作っていただいたところでございます。

売れ行きでございますが、私どもも年に何回か事業者のほうに行っておりまして、お話を 伺っているんですが、商品の中身によって、やはりそこの数字は差があるのかなというふう には思います。お話の中では、地域の団体が西東京市を紹介するために買っていってくれる というところで、数の多い注文があったと伺っております。

事業者といたしましては、1つひとつの売り上げというよりも、こういった形で周知に協力をしていただき、発売をしてくれているというふうに認識しておりますので、個々の売り上げまでは把握していないんですが、そういった形で商店の方々に御協力をいただいているところでございます。

- ○髙橋委員 もちろん、儲けを出すという目的ではないことは私もわかっているんですけれども、ずっと毎回続けていかれる御予定だと思うんですが、少しずつ内容を変えて、是非これは欲しいなと、市民の皆さんが――あまり売れ行きがよくないような商品があったとしたら、そこはちょっといろいろ検討していただいて、これは是非欲しいみたいな、そういうアイデアをたくさんお持ちだと思うので、そこも、このままずっと商品を変えないというのではなくて、検討をしていただいていると思いますけれども、そういったところも是非お願いできればと思います。郷土かるたとか、よろしいかなと思ったりします。お願いします。
- ○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

○木村教育長 それでは、日程第9 その他、を議題といたします。教育委員会全般についての質疑をお受けいたします。──質疑を終結します。以上でその他を終わります。

○木村教育長 日程第6 議案第50号 西東京市公立学校教職員に関する指導について及び日程第7 議案第51号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分については、人事に関する案件であることから、先ほど決定しましたとおり、会議を秘密会とさせていただ

きます。

恐れ入りますが、関係者以外の方の退席をお願いいたします。 それでは、暫時休憩といたします。

> 午 後 3 時 10 分 休 憩 午 後 3 時 25 分 再 開

○木村教育長 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

以上をもちまして令和元年西東京市教育委員会第10回定例会を閉会します。どうもありが とうございました。

午後3時25分閉会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員